

# 令和8年度市内一斉清掃実施要領

## 1 目的

市民の幅広い参加のもと清掃作業を実施し、快適で住みよい生活環境を維持するとともに、良好な地域環境の形成に対する市民意識の高揚を図る。

## 2 実施主体

大船渡市

## 3 協力団体等

- (1) 地域公民館長
- (2) 地域代表者
- (3) 大船渡市公衆衛生組合連合会
- (4) 大船渡市衛生監視員
- (5) 大船渡市まちづくり推進員
- (6) 国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所大船渡維持出張所
- (7) 岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (8) 大船渡地区環境衛生組合（大船渡地区クリーンセンター）

## 4 実施日時

令和8年6月7日（日） 午前5時30分（小雨決行）

前日の午後5時時点で大雨警報や大雨注意報の発令など、清掃作業が困難と考えられる場合は、6月14日（日）に延期することとし、大船渡市防災行政無線で連絡・周知する。

なお、前日の午後5時以降、状況の変化により、急遽延期とする場合は、当日の午前5時に大船渡市防災行政無線で連絡・周知する。

※延期する場合は、大船渡地区消防本部通信指令に電話連絡する。

## 5 実施場所

市内全域

## 6 実施内容

- (1) 家庭の周辺の清掃
- (2) 地域内の道路、河川、空き地等の清掃  
※地域内の側溝の泥上げを行う際は、可能な範囲内とする。
- (3) 地域内の公共施設等の清掃

## 7 周知方法

広報おおふなと（5月20日号）及び大船渡市ホームページ、市公式SNSに掲載する。

## 8 主な協力団体等の役割

3に掲げる協力団体等のうち、主な団体の役割は次のとおりとする。

- (1) 地域公民館長等（地域公民館長及び地域代表者）

大船渡市公衆衛生組合連合会と連携を図り、地域住民への周知及び参加の呼びかけを行うとともに、清掃作業が円滑に行われるよう地域内の連絡調整を行う。

(2) 大船渡市公衆衛生組合連合会

地域公民館長等と連携を図り、地域住民の協力を得て清掃作業が円滑に行われるよう調整する。

(3) 大船渡市衛生監視員

担当区域において、ごみ、汚泥等の適切な処理について助言及び周知を行う。

(4) 大船渡地区環境衛生組合（大船渡地区クリーンセンター）

清掃作業で集められた可燃ごみと不燃ごみを、ごみステーションから収集して処理する。

(5) その他

本項において個別の役割を示していない協力団体等についても、本清掃活動の円滑な実施に向け、それぞれの立場及び所掌に応じ、必要に応じて協力するものとする。

## 9 ごみの処理

(1) 地域内で収集したごみは、各地域において「可燃ごみ」と「不燃ごみ」に分別し、収集日にごみステーションに出すか、6月8日以降に大船渡地区環境衛生組合に持ち込む。

(2) 箱型のごみステーションに出す場合は、通常のごみが入らなくなるおそれがあるため、ステーションの中には入れず、脇に置くものとする。

(3) 指定ごみ袋には地域公民館長名等を記入する。

## 10 草の処理

(1) 地域内で刈取りした草は、各地域において適切に処理する。

(2) 市街地等のため刈取りした草の処理が困難な地域については、6月7日当日に、市が指定する場所へ搬入する。

## 11 汚泥の処理

(1) 地域内の側溝等からくみ上げた汚泥は、各地域において空き缶、空き瓶等の混入物を取り除くものとする。

(2) 回収した汚泥は、市又は地域の車両を用いて、市が指定する汚泥置場へ搬入する。

## 12 留意事項

本清掃活動に従事する者の安全確保のため、適切な服装で作業を行うよう周知を図る。